

算定基礎届		事業所名					〇〇〇〇株式会社																		
届出 コード	事業所 記号	被保険者 番号	氏名 (漢字・姓)	氏名 (漢字・名)	生年月日	改定年月日 (事由発生日)	報酬月額 (円)	標準報酬 月額(千円)	従前標準 報酬月額 (千円)	短時間区分 0.非該当 1.該 当	4 月			5 月			6 月			修正平均額	遷及支払額		昇(降)給		備考
											給与計算 の 基礎日数	通貨による ものの額	現物による ものの額	給与計算 の 基礎日数	通貨による ものの額	現物による ものの額	給与計算 の 基礎日数	通貨による ものの額	現物による ものの額		支払月	支払額	昇(降)給月	1昇給 2降給	
0330	30	101	健保	太郎	19700901	20170901	470554	470	470	0	30	453601	15000	31	456010	15000	30	457053	15000		4月	2000円	4月	1	

区分一般被保険者のパートタイマーの場合

例) 支払基礎日数が17日以上のある月はないが、15日以上のある月が1か月以上ある場合 → 15日以上のある月の報酬で平均額を計算

0330	30	150	神田	光子	19600615	20170901	111000	118	118	0	15	111000		14	103600		15	111000								
------	----	-----	----	----	----------	----------	--------	-----	-----	---	----	--------	--	----	--------	--	----	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

この場合、4月・6月の報酬で決定します。
「報酬額」欄は、手入力し直してください。

- ・二以上勤務者
- ・月額変更予定
- ・途中入社
- ・病休・育休・休職
- ・短時間労働者
- ・パート(4分の3以上)
- ・年間平均 等を記入

算定対象期間中に区分変更があった場合

例) パート(区分:短時間労働者/給与:月末締め翌月払い)、5/1付で「短時間労働者」へ区分変更

0330	30	200	神田	光子	19600615	20190901	111200	110	118	1	18	130000		15	97500		14	92400								6月より短時間労働者
------	----	-----	----	----	----------	----------	--------	-----	-----	---	----	--------	--	----	-------	--	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	------------

「一般被保険者」として支払われた4・5月の支払基礎日数は17日以上あるかどうか、「短時間労働者」として支払われた6月の支払基礎日数は11日以上あるかどうかで判断します。
この場合、4月と6月が支払基礎日数の要件を満たしているため、2か月の平均で算定することになり、「報酬月額」欄は、手入力し直してください。

区分変更後の給与が支払われた月を記入してください。

入力方法

(この書式は当健康保険組合独自のものです。)

- ・届出コード 組合がデータを取り込む際に必ず必要になりますので、消さないでください。行が足りない場合は、追加してください。
- ・生年月日 昭和45年9月9日生まれの場合1970/9/9又は昭和45年9月9日と入力してください。19700909と表示されます。
- ・改定年月日 平成22年9月1日改定の場合、2010/9/1又は平成22年9月1日と入力してください。20100901と表示されます。
- ・報酬月額 算定月(4月5月6月)で入力したうち、支払基礎日数が17日以上ある算定月の「金銭によるものの額」と「現物によるものの額」の合計を計算された算定月数で除した金額が自動で計算されます。
短時間区分『0』の場合は支払基礎日数が17日以上ある月が自動計算されます。
短時間区分『1』の場合は支払基礎日数が11日以上ある月が自動計算されます。
修正平均額に入力した場合は、修正平均額が優先されます。
カンマ(,)は付けしないでください。
- ・標準報酬月額 料額表を参照し、改定後標準報酬月額を千円単位で入力してください。
この欄合計が電子媒体総括表の「改定月額」になります。
- ・従前標準報酬月額 改定する前の標準報酬月額を千円単位で入力してください。
この欄合計が電子媒体総括表の「従前月額」になります。
- ・短時間区分 算定月時点の区分を入力してください。区分一般は「0」、区分短時間は「1」となります。
- ・備考 二以上勤務者、月額変更予定、途中入社、病休・育休・休職、短時間労働者、パート(4分の3以上)等を記入してください。

※途中入社・パート・育休・病欠者に関する入力の注意

- ・パートの方は支払基礎日数が3ヶ月とも17日ない場合は、15日以上ある月数で割って算出してください。
報酬月額の計算は17日以上の場合のみ計算されるようになっておりますので、手入力し直してください。
- ・パート以外の方で支払基礎日数が3ヶ月とも17日ない場合は従前の月額をそのまま記入してください。

※短時間労働者の入力の注意

- ・短時間労働者の方は支払基礎日数が11以上の月の報酬の平均で決定します。
算定期間中に区分変更が行われた場合は、標準報酬月額を手入力し直してください。
- ・支払基礎日数が3ヶ月とも11日ない場合は、従前の月額をそのまま記入してください。

注意事項

- ・列の並びは変更しないでください。
- ・電子媒体総括票も必ず添付してください。
- ・件数が多い場合、表に罫線を入れるとFDIに保存できない場合があります。